

品川区立杜松地域密着型多機能ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立杜松地域密着型多機能ホーム
所在地：東京都品川区豊町四丁目 2 4 番 1 5 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 若竹大寿会
所在地：神奈川県横浜市神奈川区羽沢町 5 5 0 番地 1
代表者：理事長 竹田 一雄

3 指定期間

令和元年 1 2 月 1 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人若竹大寿会を選定候補者として特定し審査を行なった。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人若竹大寿会は、平成 2 6 年 1 2 月からこれまで、品川区立杜松地域密着型多機能ホームの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。
この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 若竹大寿会の提案内容について、選

定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委員：福祉部福祉計画課長

委員：福祉部高齢者福祉課長

委員：企画部企画調整課長

6 選定理由

(1) 社会福祉法人若竹大寿会は、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。

(2) 利用者の心身状況に応じた自立支援や口腔ケア等利用者中心の個別ケアを実施しており、医療機関や地域の関係機関と連携し退院後から在宅生活への切れ目のないケアの提供に努めていること。

(3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立杜松特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立杜松特別養護老人ホーム
所在地：東京都品川区豊町四丁目 2 4 番 1 5 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 若竹大寿会
所在地：神奈川県横浜市神奈川区羽沢町 5 5 0 番地 1
代表者：理事長 竹田 一雄

3 指定期間

令和元年 1 2 月 1 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人若竹大寿会を選定候補者として特定し審査を行なった。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人若竹大寿会は、平成 2 6 年 1 2 月からこれまで、品川区立杜松特別養護老人ホームの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。
この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 若竹大寿会の提案内容について、選

定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委員：福祉部福祉計画課長

委員：福祉部高齢者福祉課長

委員：企画部企画調整課長

6 選定理由

(1) 社会福祉法人若竹大寿会は、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。

(2) 利用者一人ひとりの特性に配慮したケアを実践し、家庭的な雰囲気重視した運営を行っており、介護機器の導入や医療と介護の連携を図るなど積極的にサービスの向上に努めていること。

(3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。